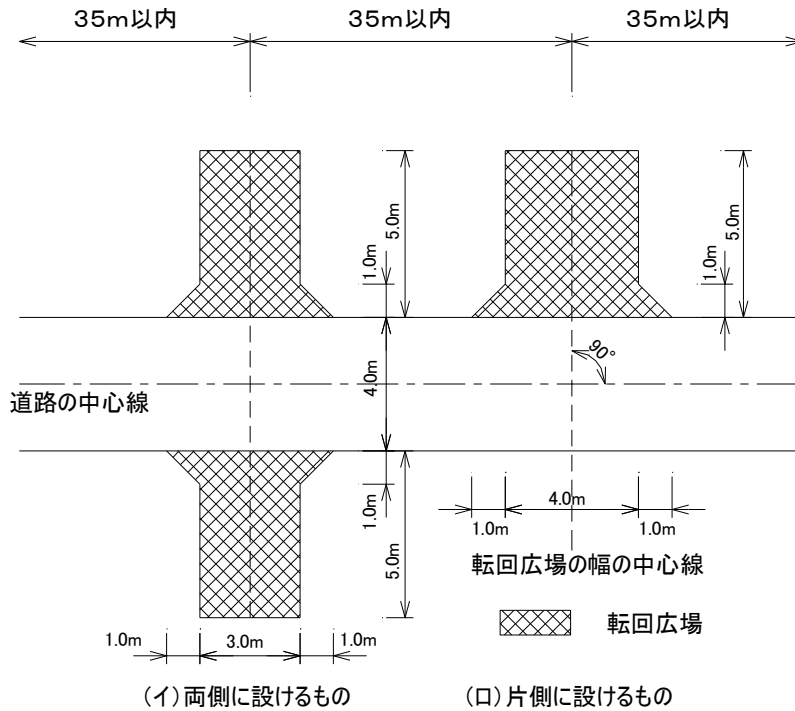


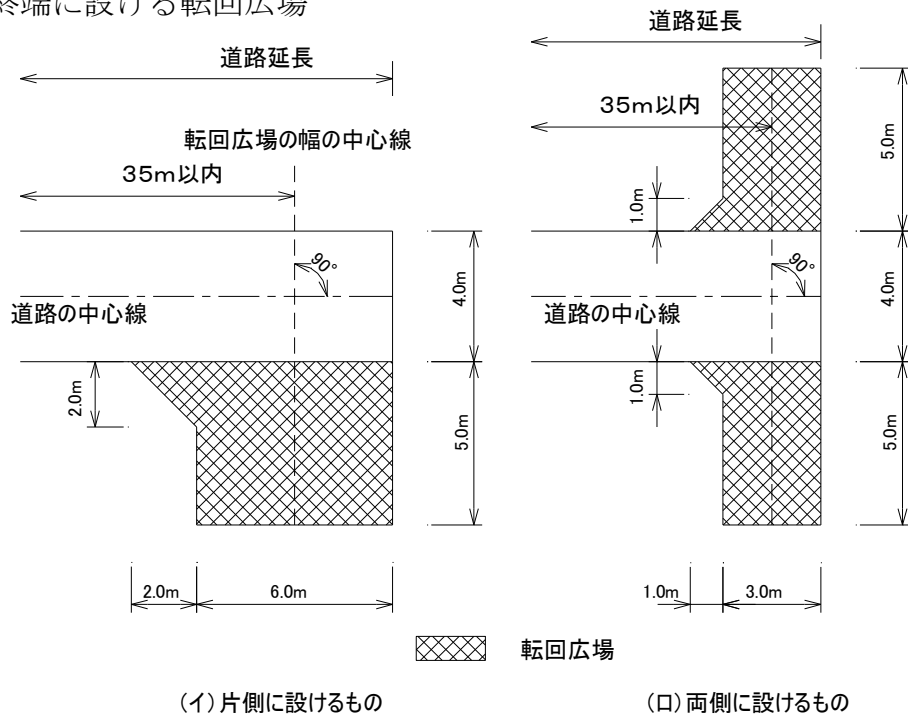
構造物の規格要領

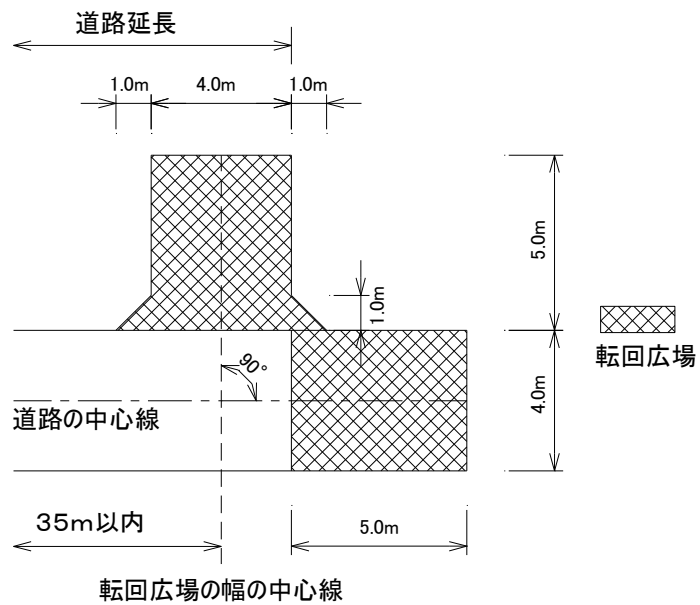
1. 袋路状道路の中間、終端に設ける転回広場は、原則として次によるものとする。

(1) 中間に設ける転回広場



(2) 終端に設ける転回広場





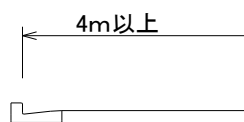
(ハ) 片側と奥に設けるもの

※ 避難又は通行等安全上支障がないと認めた場合については次のようにすることができる。

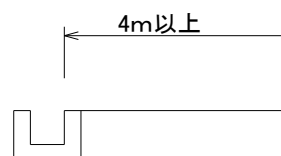
- ① 有効幅員 6m 未満で延長が 35m を超え 40m 以下の場合及び有効幅員が 6m 以上の場合には、終端の転回広場のみとすることができる。
- ② 曲線を描く道路は、原則として半径 15m 以上とする。

2.道路の有効幅員

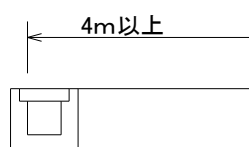
(イ)



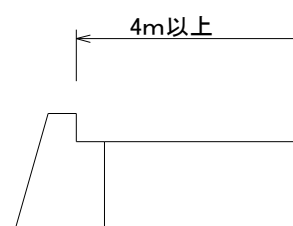
(ロ)



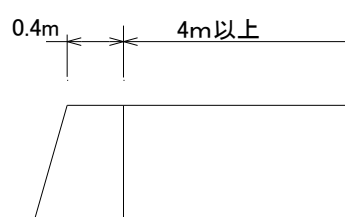
(ハ)



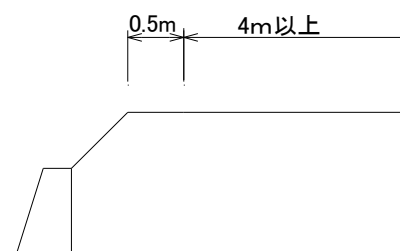
(ニ)



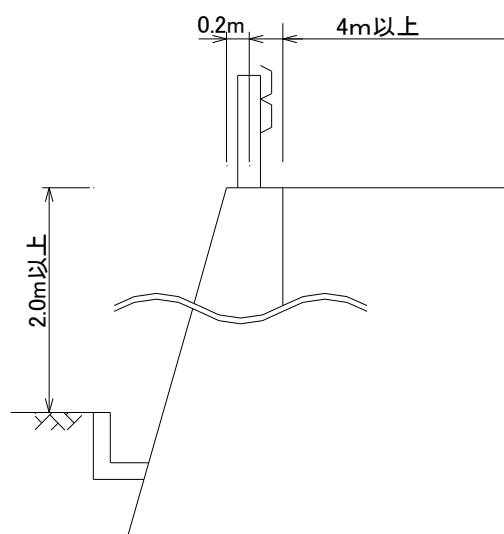
(ホ)



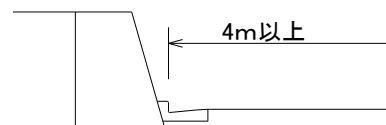
(ヘ)



(ト)

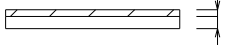


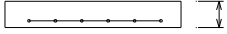
(チ)



3.舗装 側溝

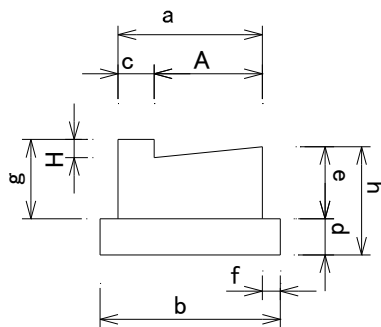
(1) 舗装

アスファルト舗装
 表層厚 4cm 以上
 路盤厚 7cm 以上

コンクリート舗装
 舗装厚 15cm 以上 (鉄筋を入れること)

(2) 排水に必要な側溝等は、原則として下記若しくは愛媛県構造物標準図又は同等以上のものとし、縦断勾配は 0.3% 以上とする。

(イ) L 型側溝現場打ち

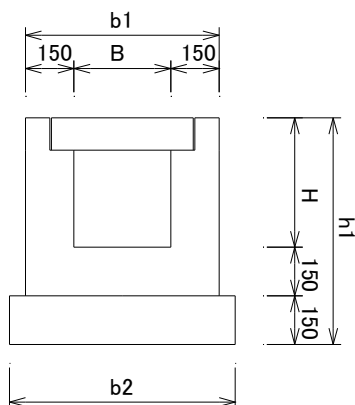


※ L 型側溝プレキャスト使用の場合は PL3 型とする。

※ 雨水桝
 直線部… 20 m 以内に設置のこと
 屈折部… 必要に応じて設けること

寸法表									単位 (mm)	
A	H	a	b	c	d	e	f	g	h	
300	50	400	500	100	100	200	50	220	300	
400	50	500	600	100	100	200	50	220	300	

(ロ) 側溝ー現場打ち U 型側溝



※ U 型側溝をプレキャスト使用の場合は PU3 型とする。

U4型(現場打ちU型側溝、蓋付き)寸法

記号	寸法表					単位 (mm)	
	B	H	b1	b2	h1		
U4-B300-H400	300	400	600	700	700		
U4-B300-H500	300	500	600	700	800		
U4-B400-H400	400	400	700	800	700		
U4-B400-H500	400	500	700	800	800		
U4-B500-H500	500	500	800	900	800		

※ U 型側溝・暗渠とも内法幅は 30×30 以上とし暗渠にする場合は耐荷重 20 t のコンクリート蓋又はグレーチングとする。

4. 下水道

日本下水道協会発行の「下水道施設計画、設計指針と解説」を原則とする。

「宇和島市建設部下水道課共通仕様書」による施工方法に準拠すること。

下水道法認可区域、及びこれに接続する道路には污水管渠を布設すること。

尚、公共下水道の污水管渠が布設されている地区では下水道課に接続許可申請を提出し、許可を得ること。

流量計算基本事項

水理式はマニング式を適用。 $2/3 \quad 1/2$

$$Q = A \cdot V \qquad V = 1/n \cdot R \cdot I$$

ここに

Q : 流量 (・/秒) n : 粗度係数

A : 流水の断面積 (㎡) R : 径深 (m) (= A/P)

V : 流速 (m/秒) P : 流水の潤辺長 (m)

I : こう配

○ n : 粗度係数

陶管、鉄筋コンクリート管渠、工場製品及び現場打ち鉄筋コンクリート管渠の場合は、0.013、硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管の場合は、0.010 とする。

○ A : 流水の断面積

円形管は満流、暗渠は内のり高さの 9 割、開渠は内のり高さの 8 割とする。

4-1 排水管（公共下水道の污水管渠以外のもの）

宇和島市公共下水道計画の降雨強度による流出量を流下しうる施設を原則とし、流量計算書により排水管を決定する。

(1) 本管

イ 最小管径及び内のり

暗渠の内のり寸法は 300mm×300mm、管の内径は 300mmを最小とし、受水面積に応じ計算のうえ計画するものとする。

ロ 管渠の基礎工

国土交通省制定土木構造物標準設計及び愛媛県構造物標準図集基礎形式選定図による。

ハ 流速及び勾配

計画下水量に対し、流速は 0.8m/秒～3.0m/秒とし、勾配はそれを満足するものとする。

ニ 土被り

管渠の土被りは、原則として 1.0m以下としないこと。

(2) マンホール

イ 設置箇所

管渠の起終点、屈折箇所、勾配又は管径の変化する箇所及び管の会合点にマンホールを設けること。

ロ 形状

管の起点及び 600mm以下の管の中間点、ならびに内径 450mm以下の管の会合点のマンホールは内径 90 c mの円形とする。但し、土被りが特に少ない場合、他の埋設物等の関係で、このマンホールが設置できない場合は、別途協議とする。

ハ 設置間隔

管渠径 600mm以下の場合は最大間隔 75mとする。

ニ 構造

底部にはインバートを設け、管底落差が 60 c m以上の場合は副管を設置すること。

蓋は宇和島市の指定品とし、道路幅員 5.5m以上の道路については耐荷重 25 t のもの、それ未満の場合は耐荷重 14 t 以上のものとする。又路面勾配が 9% を超える場合はスリップ防止型とする。

(3) 雨水枥

内のり寸法は 40×40 c m以上の角形とし、枥蓋は耐荷重 20 t 以上のグレーチングを使用すること。

設置間隔は最大 20mとし、屈曲部等必要箇所にも設けること。

(4) 取付管

イ 材質

材質は鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニール管、又はこれと同等以上の強度及び耐久性のあるものとする。

ロ 勾配及び取付位置

取付管の勾配は 1%以上とし、取付位置は本管の中心線より上方とする。

また、マンホールに接続する場合は底に接続すること。

ハ 管径

150mm以上とする。

ニ 接合

本管の削孔はコアカッターを使用し適切な大きさとする。

本管との接合部は取付支管を使用し、流れを阻害せぬよう入念に施工するとともに、漏水防止として専用の接合剤で入念に接合すること。

ホ 最大延長

4.0m以下を原則とする。

4-2 公共下水道（污水管渠）

(1) 本管

イ 最小管径

200mmを標準とする。ただし将来においても 30 軒以上の接続が想定されない場合は 150mmとすることが出来る。

ロ 管渠の基礎

国土交通省制定土木構造物標準設計及び愛媛県構造物標準図集基礎形式選定図による。

ハ 流速及び勾配

満管流量時の流速が秒速 0.6m以上 3.0m以下となる勾配で計画すること。

ニ 土被り

管渠の土被りは、原則として 1.0m以下としないこと。

(2) マンホール

イ 設置箇所

管渠の起終点、屈折箇所、勾配または管径の変化する箇所及び管の会合点に設けること。

ロ 形状

管の起点及び 600mm以下の管の中間点、並びに内径 450mm以下の管の会合点のマンホールは内径 90 c mの円形とする。但し土被りが特に少ない場合、他の埋設物等の関係でこのマンホールが設置出来ない場合は、別途協議とする。
尚、本管が 150mmの場合、起点は小型マンホールとすることが出来る。

ハ 設置間隔

管径 600mm以下の場合は、最大間隔 75mとする。

ニ 構造

組立て式マンホールを原則とし、底部にインバートを設置すること。

管底落差が 60 c m以上の場合は副管を設置すること。

蓋は宇和島市の指定品とし、道路幅員 5.5m以上の道路については耐荷重 25 t のもの、それ未満の場合は耐荷重 14 t 以上のものとする。又、路面勾配が 9%を超える場合はスリップ防止型とすること。尚、本管との接続は可とう製を有するゴム質の接続資材を使用すること。

(3) 污水枥

口径 200mmの塩ビ製枥を深さ 80 c m以上で設置する。

深さが 1.0mを超える場合は口径 300mmの塩ビ製枥とする。

枥、蓋共に宇和島市指定のものとする。

道路境界から 1.0m以内の民有地に設置する。

(4) 取付管

イ 材質

材質は鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニール管、又はこれと同等以上の強度及び耐久性のあるものとする。

ロ 勾配及び取付位置

取付管の勾配は1%以上とし、取付位置は本管の中心線より上方とする。また、マンホールに接続する場合は、底に接続すること。

ハ 管径

最小口径は150mmとする。ただし本管が150mmの場合は、100mmとすることが出来る。

ニ 接合

本管の削孔はコアカッターを使用し適切な大きさとすること。

本管との接合部は取付支管を使用し、流れを阻害せぬよう入念に施工するとともに、漏水防止として専用の接合剤で入念に接合すること。やむを得ずマンホール等に接続する場合は底に接続すること。

ホ 最大延長

4.0m以下を原則とする。

4-3 管理用地

排水施設を既設の市道等に布設することができず、他の排水施設に通じる排水工事を施工した場合は、その排水施設の管理用地は幅員2m以上必要とする。

5 その他の構造規格

前各号以外の構造規格は、国土交通省構造図集及び愛媛県構造物標準図集によるものとする。